

# 御殿場市内で農業及び畜産業等を営む皆様へ

## 農業者物価高騰重点対策支援事業を実施します

市では、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、肥料や飼料及び動力光熱費等の農業生産に欠かせない各必要諸経費の価格高騰に伴う、農業経営体の皆様の負担を軽減するため、農業者物価高騰重点対策支援事業を実施します。

補助対象者■市内に住所又は事業所を有し、農産物または市内産農産物を主原料とした加工品（漬物、味噌等）を販売する農業経営体（個人、法人）、または農業共同利用施設を運営するものであって、下記のいずれの条件を満たすもの

- ・令和7年分の所得税または法人税を申告し、販売金額が1万円以上であること
- ・市税の滞納がないこと

補助対象経費■令和7年分の所得税青色・白色申告書及び決算書等に記載された肥料費、飼料費、諸材料費、動力光熱費の合計金額

補助率■10%…農業経営体（下記の農業者等は上乘せ）

20%…認定農業者、認定新規就農者、受託組合員、畜産経営体、農業法人、農業協同組合、農産物加工事業者 等

補助額■

補助上限額	販売金額	従業員数 (農産物加工事業者のみ)	重点支援者
1万円	100万円未満	5人未満	-
3万円	100万円以上～ 500万円未満	5人以上～10人未満	
5万円	500万円以上～ 3,000万円未満	10人以上～15人未満	認定農業者、認定新規就農者、受託組合員
50万円	3,000万円以上	15人以上	畜産農家、農業法人、農業共同利用施設

○補助額は、補助対象経費に補助率を掛けた金額と、上記の区分による補助上限額を比較して、いずれか少ない額となります。

○農産物加工事業者は、販売金額か従業員数のいずれかの区分で、申請してください。

○重点支援者の補助上限額は、販売金額に関わらず該当する区分となります。

補助申請期限■ 令和8年4月1日から6月30日までに申請書類等を記入して、令和7年分の所得税青色・白色申告書及び決算書等と振込先口座の通帳の写しを一緒に提出してください。

※農産物加工事業者の場合は、令和8年4月1日時点の従業員名簿と営業許可証の写しを提出してください。

申請先・問い合わせ■ 御殿場市農政課（82-4661）

申請書など詳しくは右のQRコードから専用HPをご覧ください。



## 令和〇〇年分所得税青色申告決算書(農業所得用)

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	業種名	事務所所在地
フリガナ氏名	農園名	氏名(名称)
		電話番号
		整理番号

【経営規模の確認】  
補助対象：1万円以上  
販売金額、従業員数により補助限度額を決定

令和〇〇年〇月〇日 計算書(自〇月〇日至〇月〇日)

提出用

令和二年分以降用

科目	目	金額	科目	目	金額
収入	①	販売金額	経費	①	青色申告特別控除前の所得金額
	②	家事消費費金額		②	青色申告特別控除額
	③	雑収入		③	所得金額
	④	小計(①+②+③)		④のうち、肉用牛について特別控除を受ける金額	
	⑤	農産物の期首		⑤	青色申告特別控除額
	⑥	農産物の期末		⑥	所得金額
	⑦	計(④-⑤+⑥)		⑦	計
金額	⑧	租税公課	経費	⑧	青色申告特別控除前の所得金額
	⑨	種苗費		⑨	青色申告特別控除額
	⑩	畜舎費		⑩	所得金額
	⑪	肥料費		⑪のうち、肉用牛について特別控除を受ける金額	
	⑫	飼料費		⑫	青色申告特別控除額
	⑬	農具費		⑬	所得金額
	⑭	農薬費		⑭のうち、肉用牛について特別控除を受ける金額	
	⑮	諸材料費		⑮	青色申告特別控除額
	⑯	修繕費		⑯	所得金額
	⑰	動力光熱費		⑰	計

【対象経費の確認】  
4科目の合計額に補助率をかける  
10%...一般農家  
20%...認定農業者、受託組合員、農業法人、農協等

④のうち、肉用牛について特別控除を受ける金額  
⑤のうち、肉用牛について特別控除を受ける金額  
⑮のうち、肉用牛について特別控除を受ける金額

下の欄には、書かないでください。